

インドネシアのリース業の法規制に関する調査研究

公益社団法人リース事業協会

はじめに

本稿は、2016年度に実施したインドネシアのリース業の法規制に関する調査研究の成果を取りまとめたものである（以下、2016年度に実施した調査研究を「2016年度調査研究」という。）。

インドネシアのリース業の法規制に関する調査研究は、2015年度に実施しており（以下、2015年度に実施した調査研究を「2015年度調査研究」という。）、2016年度調査研究においては、2017年3月までの間に行われたインドネシアの法規制の変更等を踏まえ、2015年度調査研究の成果をレビューした。

2016年度調査研究の実施に際して、国際委員会の委員会社がインドネシアのリース業に関する法規制の実態を調査した上で、当該規制に関し高度な知見を有する西村あさひ法律事務所の杉山泰成弁護士、吉本祐介弁護士、Miriam Andreta インドネシア法弁護士に当該規制の論拠等を確認するために調査を委託し、その結果を国際委員会で審議して本稿を取り

まとめた。

2016年度調査研究は、東アジア地域を中心に、わが国企業における海外投資の拡大が続く中、わが国企業の公正かつ自由な経済活動を促進するため、当該地域における投資環境やリースに関する諸制度等について調査研究を行い、当該地域への展開に必要な情報を広く社会に提供することを目的として行ったものであり、個別の事案に対応するものではない。

また、本稿は2017年3月現在の法令等に基づき作成したものであり、作成後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について変動が生じる可能性もあるため、個別の事案の参考とする際には、本稿の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに専門家に相談されたい。当協会は、本稿の利用によって生じた不利益等についていかなる責任も負わない。

表1：本稿で用いる用語の定義

ルピア	インドネシアルピア
OJK	金融サービス庁 (<i>Otoritas Jasa Keuangan</i>)
2013年 OJK 規則 4号	OJK 規則 4/POJK.05/2013
2014年 OJK 規則 28号	OJK 規則 28/POJK.05/2014
2014年 OJK 規則 29号	OJK 規則 29/POJK.05/2014
2014年 OJK 規則 30号	OJK 規則 30/POJK.05/2014
2016年 OJK 規則 27号	OJK 規則 27/POJK.03/2016
2016年 OJK 通達 1号	OJK 通達 1/SEOJK.05/2016
2016年 OJK 通達 15号	OJK 通達 15/SEOJK.05/2016
2016年 OJK 通達 31号	OJK 通達 31/SEOJK.05/2016

表 2 : 2016 年度調査研究の項目及び主な法規制の概要

1. 事業及び契約に関する規制

(1) 事業ライセンスの取得

→インドネシア国内に拠点を設置し、国内でリース事業を営む株式会社は OJK からファイナンス会社の免許を取得する必要がある。

(2) 外国人社員の雇用・人事・インドネシア人社員の人材開発等に関する規制

→ファイナンス会社の取締役及びコミサリスは、OJK によって実施されるフィット・アンド・プロパーテストに合格する必要がある。2016 年 OJK 規則 27 号及び 2016 年 OJK 通達 31 号が制定され、フィット・アンド・プロパーテストの対象範囲や受験手続きに関する改正が行われた。

(3) 事業活動の制限

→ファイナンス会社は、投資ファイナンス、運転資金ファイナンス、多目的ファイナンスを行うことができる（これらにはファイナンス・リースが含まれる。）。

(4) ファイナンス契約上の規制

→インドネシア企業との契約におけるインドネシア語の使用強制、国内取引におけるインドネシアルピアの使用強制、資本財以外のリースの禁止等の規制がある。

(5) グッド・コーポレートガバナンスの実施に関する報告

→ファイナンス会社は、2016 年分からグッド・コーポレートガバナンスの実施に関する報告書を作成し、毎年 4 月 30 日までに OJK に提出する義務がある。

(6) リース債権の回収

→破産法（2004 年法律 37 号）において、破産手続き、債務者再生のための支払い停止手続きが定められているが、ファイナンス・リースに関する規定はない。

2. 資本及び財務に関する規制

(1) 外国企業の出資比率制限

→外国企業は、直接的又は間接的に、リース業に従事する株式会社の最大 85%の株式を保有できるが、残り 15%は外国企業が直接的にも間接的にも保有していないインドネシア企業が保有しなければならない（2014 年 OJK 規則 29 号制定日以前にライセンスを取得しているファイナンス会社には適用しない。）。

(2) 与信リスク軽減に関する措置

→ファイナンス会社は、信用リスクの軽減を図らなければならない。

(3) 健全性に関する規制

→自己資本規制（最低資本金 1,000 億ルピア）、健全性評価（自己資本比率 10%以上等）、ギアリング比率等の規制がある。2016 年 OJK 通達 1 号が制定され、健全性評価に際して自己資本比率、収益性、流動性及び資産の質が考慮されることが示された。

(4) 対外債務に関する規制

→格付け取得義務が設けられているが、健全性評価により「健全」以上のレベルを保有している場合は格付け取得義務が免除される。

3. 2017 年に予定されている OJK の活動

注) 下線は法規制の変更等が行われた項目、→は主な法規制の概要を表す。

1. 法規制の主な変更点

2016 年度調査研究により確認した法規制の主な変更点は以下の通りである。

本稿においては、これらの項目を解説する(2015 年度調査研究は「月刊リース 2016 年 6 月号」に掲載している)。

(1) フィット・アンド・プロパーテストに関する OJK 規則及び通達

OJK は、銀行以外の金融機関全般(ファイナンス会社を含む。)におけるフィット・アンド・プロパーテストに関して 2016 年 OJK 規則 27 号及び 2016 年 OJK 通達 31 号を制定した。同規則及び通達により、フィット・アンド・プロパーテストの対象範囲や受験手続きが改正された。

2016 年 OJK 規則 27 号は、2016 年 8 月 1 日に、2016 年 OJK 通達 31 号は、同月 30 日に施行された。

(2) グッド・コーポレート・ガバナンスに関する OJK 通達

2014 年 OJK 規則 30 号は、ファイナンス会社に対して、グッド・コーポレート・ガバナンス(以下、「GCG」という。)の実施に関する報告書の作成及び提出を義務づけていたが、詳細は OJK 通達で定めると規定していた。

OJK はかかる規定に従い、2016 年 OJK 通達 15 号を制定し、GCG 報告の内容や様式が定められた。

2016 年 OJK 通達 15 号は、2016 年 5 月 9 日に施行された。

(3) 健全性評価の詳細に関する OJK 規則

OJK は、ファイナンス会社の健全性評価に関する 2016 年 OJK 通達 1 号を制定した。同通達は、健全性評価に際して自己資本比率、収益性、流動性及び資産の質が考慮されることを示すとともに、具体的な評価方法について定めている。

2016 年 OJK 通達 1 号は、2016 年 7 月 1 日に施行された。

(4) その他

OJK 規則以外にも、対外債務に関する規定の改正などファイナンス会社に関係がある法令改正がなされている。

2. フィット・アンド・プロパーテストに関する OJK 規則及び通達

ファイナンス会社の取締役及びコミサリスは、インドネシア人か外国人かを問わず、OJK によって実施されるフィット・アンド・プロパーテスト (*Penilaian kemampuan dan kepatutan*) に合格しなければならない¹。

既にフィット・アンド・プロパーテストに合格し、取締役等として就任している者も役職が変更する場合(例えば、取締役がコミサリスになる場合)や他社の取締役等に就任する場合には、再度フィット・アンド・プロパーテストに合格しなければならない²。

外国人従業員は、取締役又はコミサリス以外に就任する場合であっても、OJK によって実施されるフィット・アンド・プロパーテストに合格しなければならないとされていたが³、2016 年 OJK 規則 27 号は、ファイナンス会社において

¹ 2013 年 OJK 規則 4 号 2 条、2014 年 OJK 規則 30 号 10 条 1 項、19 条 1 項。

² 2013 年 OJK 規則 4 号 4 条の解説。

³ 2014 年 OJK 規則 28 号 15 条 7 項。

フィット・アンド・プロパーテストの対象となる主要当事者として主要株主、取締役、コミサリス及びシャリーア監督機関構成員を定めているが、外国人従業員は明示していない⁴。

OJK は、2016 年 OJK 規則 27 号により、取締役又はコミサリス以外の外国人従業員についてはフィット・アンド・プロパーテストに合格する必要はなくなったと解釈しているようである⁵。

フィット・アンド・プロパーテストに合格した場合、合格結果は、5 年間有効とされていたが、2016 年の改正で有効期間は廃止された⁶。

また、ファイナンス会社を支配する株主（総議決権の 25%以上を保有する者）は、インドネシア法人か外国法人かに関わらず、フィット・アンド・プロパーテストに合格する必要があるが⁷、2016 年 OJK 通達 31 号により、支配株主のフィット・アンド・プロパーテスト受験手続きが明確化され、原則として支配株主、そのグループ会社又は最終親会社（ultimate shareholder）の取締役が OJK を訪問して、(i)今後 3 年間の事業計画や(ii)事業戦略などについてプレゼンテーションを行う必要があるとされた⁸。

このプレゼンテーションは、外国企業にとっては負担となり得るが、取締役が参加できない場合には、取締役の一つ下の役職の者が委任状に基づきプレゼンテーションを行うことができる⁹。

3. グッド・コーポレート・ガバナンスの実施に関する報告

ファイナンス会社は、2016 年分から GCG の実施に関する報告書を作成し¹⁰、毎年 4 月 30 日までに OJK に提出しなければならない¹¹。

GCG の実施に関する報告の詳細や様式は、OJK が定める通達で定めるとされている¹²。

OJK は、2016 年に GCG の実施に関する報告に関して 2016 年 OJK 通達 15 号を制定した。

2016 年 OJK 通達 15 号では、①報告の様式、②自己評価報告、③行動計画が定められている。

②自己評価報告においては、取締役、コミサリス、監査委員会、コンプライアンス担当者、外部・内部監査人、独立コミサリス、リスク管理、役員の報酬、ビジネス倫理など多岐に渡る質問に回答する必要がある。

③行動計画については、GCG 実施の障害、是正措置、是正時期などを記載するものとされている。

4. 健全性評価

ファイナンス会社の健全性は、各要素のスコアに係数を乗じた数値を算出して¹³、決定される（表 3 参照）¹⁴。

健全性評価において健全(sehat)以上と評価されたファイナンス会社は、インフラ・ファイナンスが可能となるほか、OJK の認可を受けて OJK 規則に列挙されていないファイナンス事業を行うことができる。また、対外債務に関する

⁴ 2016 年 OJK 規則 27 号 2 条 2 項 g 号。

⁵ 2016 年 OJK 規則 27 号により、2014 年 OJK 規則 28 号 15 条 7 項は明示的には廃止されておらず、今後 OJK の運用が変わる可能性がある。

⁶ 2016 年 OJK 規則 27 号 36 条により 2013 年 OJK 規則 4 号 18 条 4 項が無効とされた。

⁷ 2014 年 OJK 規則 30 号 4 条。

⁸ 2016 年 OJK 通達 31 号 VB(13)。

⁹ 2016 年 OJK 通達 31 号 VB(14)。

¹⁰ 2014 年 OJK 規則 30 号 58 条 1 項。

¹¹ 2014 年 OJK 規則 30 号 58 条 4 項。

¹² 2014 年 OJK 規則 30 号 58 条 3 項。

¹³ 2016 年 OJK 通達 1 号 VII。

¹⁴ 2016 年 OJK 通達 1 号 VII。

格付け取得義務が免除されるなどの優遇措置を受けることができる。

表 3 : 健全性評価

要素	割合等	スコア	係数
(1) 自己資本比率	15%以上	1	30%
	12.5%以上 15%未満	2	
	10%以上 12.5%未満	3	
	10%未満	4	
(2) 収益性 (表 4 参照)	1 以上 1.75 未満	1	20%
	1.75 以上 2.5 未満	2	
	2.5 以上 3.25 未満	3	
	3.25 以上 4 以下	4	
(3) 流動性 (表 5 参照)	1 以上 1.75 未満	1	10%
	1.75 以上 2.5 未満	2	
	2.5 以上 3.25 未満	3	
	3.25 以上 4 以下	4	
(4) 資産の質 (不良債権の割合)	0%以上 2%未満	1	40%
	2%以上 3%未満	2	
	3%以上 4%未満	3	
	4%以上	4	



健全性	数値 (上記要素の「スコア×係数」の合計値)
非常に健全(<i>sangat sehat</i>)	1 以上 1.75 未満
健全(<i>sehat</i>)	1.75 以上 2.5 未満
健全性に劣る(<i>kurang sehat</i>)	2.5 以上 3.25 未満
不健全(<i>tidak sehat</i>)	3.25 以上 4 以下

(1) 自己資本比率規制

ファイナンス会社は、10%以上の自己資本比率を維持しなければならない¹⁵。自己資本比率は、次の計算式で計算される。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{調整後資本}}{\text{調整後資産}}$$

自己資本比率の計算方法の詳細は、OJK が制定する通達によるとされ¹⁶、2016 年 OJK 通達 1 号によれば、調整後資本は、次の科目

¹⁵ 2014 年 OJK 規則 29 号 26 条 1 項。

¹⁶ 2014 年 OJK 規則 29 号 26 条 3 項、4 項。

の合計とされている¹⁷。

- i 払込資本金
- ii 資本準備金 (増資プレミアム (agio) / 負のプレミアム (disagio)、エクイティ証券発行費用及び会計基準に従ったその他の金額)
- iii 共通支配下の法人のリストラクチャリング取引の差額
- iv 留保利益又は損失
- v 今期の利益又は損失の 50%
- vi 自己株式
- vii 再評価剰余金の変動額等から構成されるその他のエクイティ要素
- viii 一定の要件を充足する劣後ローン (払込資本金の 50%まで)

(2) 収益性に関する規制

2014 年 OJK 規則 29 号は、ファイナンス会社の利益を生み出す能力の評価に関する規定を設けているが、詳細は OJK が制定する通達によるとされている¹⁸。

OJK は、2016 年に OJK 通達 1 号を制定し、同通達は、2016 年 7 月 1 日から効力を有しているが、同通達によれば、収益性のスコアは、①総資本利益率 (Return on Asset)、②株主資本利益率 (Return on Equity)、③営業負債/営業利益比率及び④純利息マージンの各スコアの平均値とされている (表 4 参照)¹⁹。

表 4 : 収益性のスコア

指標	計算方法	割合	スコア
①総資本利益率	税引き前利益 / 総資産	2%以上	1
		1%以上 2%未満	2
		0%以上 1%未満	3
		0%未満	4
②株主資本利益率	純利益 / 資本	6%以上	1
		3%以上 6%未満	2
		0%以上 3%未満	3
		0%未満	4
③営業費用/営業利益比率	営業費用 / 営業利益	70%未満	1
		70%以上 80%未満	2
		80%以上 90%未満	3
		90%以上	4
④純利息マージン	純利息収入 / 平均貸付金額	6%以上	1
		4%以上 6%未満	2
		2%以上 4%未満	3
		2%未満	4

¹⁷ 2016 年 OJK 通達 1 号 III(3)。

¹⁸ 2014 年 OJK 規則 29 号 34 条。

¹⁹ 2016 年 OJK 通達 1 号 V。

(3) 流動性に関する規制

2014年OJK規則29号は、流動資産と流動負債との比率に関する規定を設けているが、詳細はOJKが制定する通達によるとされている²⁰。

OJKは、2016年にOJK通達1号を制定し、同通達は、2016年7月1日から効力を有しているが、流動性のスコアは、①流動性比率及び②現金比率の各スコアの平均値とされている（表

5参照）²¹。

(4) 資産の質

ファイナンス会社は、元利払いの延滞などに応じて資産を区分しなければならない。

また、ファイナンス会社は、不良債権の比率を総資産の5%以下としなければならない²²。

表5：流動性のスコア

指標	計算方法	割合	スコア
①流動性比率	流動資産 / 流動負債	150%以上	1
		125%以上 150%未満	2
		100%以上 125%未満	3
		100%未満	4
②現金比率	現金及びコマ ーシャル・ペ ーパー / 流動 負債	3%以上	1
		2%以上 3%未満	2
		1%以上 2%未満	3
		0%以上 1%未満	4

5. 2017年に予定されているOJKの活動

OJK長官は、2017年にコングロマリットの流動性リスク管理、コングロマリットの資本管理及びグループ内取引に関する規則等を制定することを明らかにしているが、いずれもファイナンス会社を念頭のおいたものではないと考えられる²³。

また、OJK長官は、2017年に次の重点分野を明らかにしている²⁴。金融業者が行う金融プログラムを再活性化、資本市場を通じた資金調達など、ファイナンス会社に関連がある項目も含まれている。

- i 包括的金融フレームワークにおける無店舗型金融サービス、学生向け預金、海洋・漁業分野向けプログラム、畜産業及び漁業向け保険、中小企業への信用保証プログラムなど金融サービス業界、政府及びインドネシア銀行が共同で進めている種々のプログラムを最適化すること。また、質屋の統制及びベンチャー・キャピタル、その他の金融業者が行う金融プログラムを再活性化すること。
- ii OJKと政府が共同で事業者向け金融

²⁰ 2014年OJK規則29号35条。

²¹ 2016年OJK通達1号VI。

²² 2016年OJK通達1号IV(3)。

²³<http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt>

[5878d7b27275e/belasan-regulasi-ini-akan-diterbitkan-ijk-tahun-2017](http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt/5878d7b27275e/belasan-regulasi-ini-akan-diterbitkan-ijk-tahun-2017)

²⁴<http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt/5878d7b27275e/belasan-regulasi-ini-akan-diterbitkan-ijk-tahun-2017>

を見直し、貿易及びサービス分野に信用を供与すること。また、OJK が農業、プランテーション、漁業などの生産分野により注力すること。

- iii 地域金融アクセス推進チームを現行の45チームから86チームへ41チーム追加すること。
- iv OJK がフィンテック分野を推進すること。OJK は、2016年に制定したフィンテックに関する OJK 規則 77/POJK.01/2016 に関する意見やフィードバックを求める。
- v OJK は、融資を9%から12%増加させること。優先分野は、観光、貿易、農業、不動産などである。
- vi 地方開発銀行を活性化すること。
- vii IPO、ライツ・イシュー、社債など資本市場を通じた資金調達を拡大すること。

以上